

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第49号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第33条第1項各号列記以外の部分中「第29条第4項」を「第29条第3項」に改める。

第43条第1項中「又は令」を「, 令」に, 「者を」を「者又は国民健康保険法第80条の2の規定により国民健康保険の保険料（以下「国民健康保険料」という。）の収納の事務の委託を受けた者を」に改める。

第43条の2第1項第16号中「京都市市税条例に規定する」を削り, 同項に次の1号を加える。

(17) 国民健康保険料を領収する場合

第43条の2第5項中「第1項第16号の軽自動車税」を「軽自動車税又は国民健康保険料」に改める。

第52条第2項第2号中「国民健康保険の保険料（以下「」及び「」という。）」を削る。

第61条第1項後段中「(郵便貯金銀行を除く。)」を削る。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

(会計室)